

電子契約導入補足説明資料（事業者様向け）

1. 電子契約の対象

【対象とする契約】

- ・工事請負契約、業務委託契約、物品売買(賃貸借)契約等

※請書、変更契約を含む

【対象としない契約】

- ・法令等の規定により書面の契約が必須となる契約
- ・契約期間に電子契約の保存期間を加えた期間が 10 年を超える契約
- ・その他、電子契約によることが適当ではないと認められる契約

2. 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出について

契約権限のない者による契約締結を防止するため、案件ごとに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出をお願いいたします。

※契約の相手方決定時(事後審査型の一般競争入札の場合は事後審査書類提出時)に電子契約の意向を確認します。

提出先：発注所属のメールアドレス

※メールを送る際は、件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」とし、本文に「案件名」・「会社名」・「連絡先」を記載してください。

提出期限：

- ・一般競争入札（事後審査型）の場合・・・事後審査書類提出締切日時までに電子入札システムにて提出
- ・その他の契約方式の場合・・・・・・・・・・落札決定通知を受けた当日に発注担当所属に提出(メール又は持参)

【町ホームページ】

電子契約の導入について

利用の流れ

電子契約の利用を希望する場合は、以下の手順で手続きしてください。

電子契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を発注所属あてにメール等にて提出してください。

【各所属のメールアドレス一覧表】



各課メールアドレス(PDF形式 46キロバイト)

発注所属のメールアドレス

【電子契約同意書兼メールアドレス確認書】



電子契約同意書兼メールアドレス確認書その1(一般競争入札・単体用)(ワード形式 24キロバイト)



電子契約同意書兼メールアドレス確認書その2(一般競争入札・JV用)(ワード形式 25キロバイト)



電子契約同意書兼メールアドレス確認書その3(指名競争入札・随意契約用)(ワード形式 24キロバイト)

電子契約意向確認書様式

- ・一般競争入札(単体用)
- ・一般競争入札(JV用)
- ・指名競争入札・随意契約用

3. 電子契約の契約書様式について

電子契約に対応するため、以下のとおり契約書に記載する文言を変更します。

【書面による契約の場合】

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。



【電子契約の場合】

本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録にて作成し、発注者及び受注者が合意の上、電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

【電子契約用契約書様式（工事請負契約書の場合）】

工 事 請 負 契 約 書	
1. 工 事 名	〇〇〇〇工事
2. 施 工 箇 所	永平寺町 〇〇 地係
3. 工 期	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日
4. 工事を施工しない日 または時間帯	特記仕様書のとおり
5. 請 負 金 額	金 _____ 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 _____ 円)
6. 契約保証金	免 除
7. 前 払 金	な し
上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。	
<u>本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録にて作成し、発注者及び受注者が合意の上、電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。</u>	
令和〇年〇月〇日	
発 注 者	住 所 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4 氏 名 永平寺町長 河合 永充
受 注 者	住 所 福井県吉田郡永平寺町〇〇〇 氏 名 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 △△ △△

契約日を入力し、
署名依頼します

電子契約用の文言
に変更

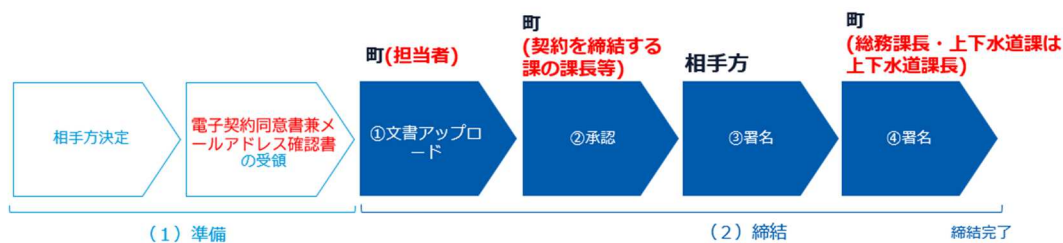
受注者の住所・会社名・代表
者氏名を入力し、署名依頼
します

4. 電子契約の流れ（契約書・請書の運用）について

以下の流れになり、変更契約や変更請書の場合も同様の流れになります。

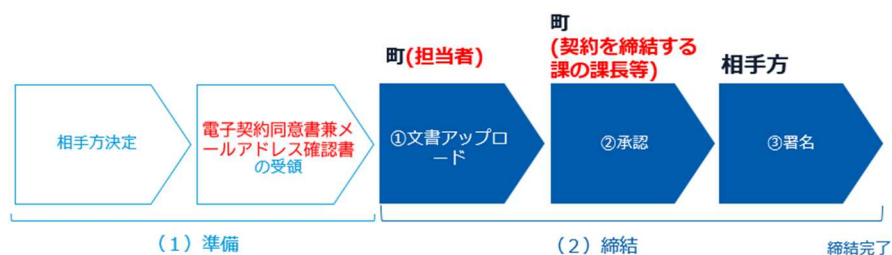
【契約書】

- ・相手方の署名後に、町が署名し契約締結完了



【請書】

- ・相手方の署名のみで契約締結完了（※町の署名なし）



※契約保証金が有りの場合、書面による契約の場合でも契約保証金の受入れ日を契約書に記載する契約日に設定しています。そのため、契約保証金の受入れ日を確認し、契約書に契約日を入力した契約書をアップロードします。

5. 電子保証について

令和8年4月から東日本建設業保証㈱が保証する建設工事及び建設コンサルタント業務等における契約保証及び前払金保証(中間前払金を含む。)について、従来の保証証書(書面)の提出のほか、電子保証書の認証キーの送信(電子メール)によりことができることとなりました。電子契約と併せてのご利用をお願いいたします。

【町ホームページ】

建設工事等の契約保証及び前払金保証に係る保証証書を電子化

令和8年4月1日から契約する建設工事及び建設コンサルタント業務等における契約保証及び前払金保証(中間前払金を含む。)に係る保証証書等について、従来の保証証書(書面)の提出のほか、電子保証書の認証キーの送信(電子メール)によりことができることとなりました。

1. 電子保証の対象

保証事業会社(東日本建設業保証株式会社)による契約保証、前払金保証および中間前払金保証

2. 適用日

令和8年4月1日以降に新たに契約する建設工事及び建設工事にかかる業務委託から適用

3. 提出方法

保証事業会社が発行した『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』(PDFファイル)を添付し、契約担当所属にメールを送付してください。

※メール送付の際は、件名を『【電子保証】案件名』とし、本文に『案件名』『会社名』『ご連絡先』を記載してください。



添付ファイル

-  [東日本建設業保証株式会社のリーフレット\(PDF形式 1,351キロバイト\)](#)
-  [各課メールアドレス\(PDF形式 44キロバイト\)](#)

※インターネット保証サービス(N E T D E S K)のご利用にあたっては、あらかじめ利用申請が必要となります。